湖北支所庁舎外壁等改修工事 設計図

令和 5 年 6 月

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　長浜市湖北町速水

2．敷地面積　―

3．工事種目　防水改修工事
外壁改修工事
内壁改修工事

4．工事内容　庇:既存シート防水撤去の上ウレタン塗膜防水塗布
外壁:既存タイル浮き部改修
内壁:既存タイル浮き部改修

Ⅱ 建築改修工事仕様

1．共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標仕」という。）により、また、改修標仕に記載されていない事項は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標仕」という。）による。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に◯ 印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、◯ 印の付いたものを適用する。
　◯ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　◯ 印と◉ 印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の（　．　．　）内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（標　．　．　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

① 工事実績情報の登録（CORINS）

請負金額が５００万円以上の場合は契約、変更、完成時のそれぞれ１０日以内に登録すること。（1.1.4）

② 施工体制

受注者は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。
また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。
イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ　現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係を証するもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ　主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ　現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

③ 現場代理人等

④ 提出図書

※施工計画書　提出部数　※1部　（1.2.2）
・施工図　提出部数　※1部　（1.2.3）
・完成図　提出部数　※2部（Ａ３版縮小製本及び電子媒体）　（1.8.2）
・保全に関する資料　提出部数　※2部　・　部　（1.8.3）

⑤ 工事写真

区分	撮影箇所	提出部数	備考
着工前、完成	・3　※6　・15　・30	2	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・建築工事編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
竣工写真はキヤビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各１部提出すること。

6 竣工写真

7 施工条件

次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。（1.3.5）

工程・作業	指定日時

⑧ 発生材の処理等

※構外搬出適切処理　・指定（　　）　（1.3.12）

（1.5.1）

⑨ 石綿含有建材の事前調査制度

1．石綿障害予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告（石綿事前調査結果報告システム等を利用）を行うこと。（報告先：労働基準監督署、県環境事務所）
2．調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。
　掲示板サイズ　：　A3サイズ（42.0ｃｍ×29.7ｃｍ）以上
3．監督職員に調査の結果を報告し、設計図書と内容が異なる場合は協議を行うこと。
4．その他
　調査範囲　◯当該施工範囲　・図示
　貸与書類　◯建設当初図面　◯石綿調査報告書

10 施工調査

工事着手に先立ち、施工調査を行い報告すること。（6.1.1）

調査範囲	調査方法
	※目視調査　・打診調査

11 一工程報告

一工程施工報告書の提出　◯・不要　（1.7.4）
・解体　・防水改修　・外壁改修　・耐震改修
・各工程毎

12 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、（1.7.9）スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。
測定箇所　・　箇所（事務室）　・図示

⑬ 下請業者等の選定

⑭ 保険等

各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。

15 地元説明会

受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。

16 近隣家屋の調査

受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。
また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。

17 設計図の製本

工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。　A3サイズ　3部部

⑱ 軽微な変更

設計図書に明記なくとも構能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

⑲ 不当介入に関する通報制度

1.受注者は暴力団員等による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、複査上必要な協力を行うものとする。
2.受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3.受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

② 仮設工事

1 騒音・粉じん対策

・（ア）防音パネル　※（イ）防音シート　（2.1.3）

② 足場等

外部足場防護シート　・グリーンネット　※メッシュシート　・養生シート　（2.2.1）
内部足場　※枠組み　・脚立、足場板等　・単管ステージング
材料等運搬方法　・B種（トラッククレーン等）　・C種（既存EV）　・D種（既存階段）

※玄関車寄せ部分の車両通行の確保及び出入口等の確保と安全管理を行うこと。

3 仮設間仕切

仮設間仕切り等の種別　（2.3.2）

種別	下地	仕上材（厚さ　mm）	充てん材	塗装
※A種	※軽量鉄骨	※せっこうボード（※9.5　・12.5）	厚さ　mm	※無し
・B種	・木下地	・合板（・9　・12）		・片面
・C種	単管下地	防炎シート		
※仮設扉	※木製扉	※ポリ合板片面フラッシュ		※無し
	・鋼製扉	・メラミン合板フラッシュ		・有り

※仮設間仕切高さ　2.0ｍ

④ 工事用水・電気

工事用水　既存施設　・利用不可　※利用可（※有償　・無償）
工事用電気　既存施設　・利用不可　※利用可（※有償　・無償）

⑤ 工事中の注意事項

※　施設を利用しながらの工事となるために、施工順序を考慮検討し、施設管理者と協議の上施工すること。

③ 防水改修工事

① 改修工法の種類及び工程

（表3.1.1～表3.6.3）

施工箇所	改修工法	新規防水工法	参考
庇	S3X工法	X-2（密着工法）	

② シーリング

（表3.7.1）

施工箇所	工法	種類
屋根　軒先桟鼻	シーリング再充填工法	MS-2
タイル目地　20×10	シーリング再充填工法	MS-2
サッシ廻り　15×10	シーリング再充填工法	MS-2
サッシ面台　10×10	シーリング再充填工法	MS-2

3 とい

材種　（3.8.2）
※硬質ポリ塩化ビニル管（VP）　・硬質塩化ビニル雨どい　・アルミ　・ステンレス

軒とい受金物　取付間隔　350mm以下
屋内配管の防露　・有り　・無し
竪とい掃除口　※有り　・無し

4 笠木

※既存品再利用（脱着）　・新規（撤去新設）

5 屋根

改修工法　・カバー工法　・撤去、新設　（パーフェクトルーフー文字葺　㈱ダイムワカイ同等品）
材質　・カラーガルバリウム鋼板　t＝0.4
　（建具塞ぎ部　t＝0.8）

6 水切り

・既存品再利用（脱着）　・新規
材質　・ガルバリウム鋼板　t0.4（屋根）
　・アルミ　t2.0（建具）

④-1 外壁改修工事 共通事項

① 施工数量調査

調査範囲　※外壁改修範囲…外壁面全面及び軒天

・図示の範囲　（1.6.2）

調査内容　ひび割れの幅及び長さ、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無。
欠損、露筋、モルタル塗り仕上げ面またはタイル仕上げ面の浮き、及びそれらの状態
塗り仕上げ部分については、塗膜はく離やふくれなどのほか、既存塗膜と改修塗材の適合性を確認する。

調査報告書の部数　※2部（調査図面及び数量調書）　・

② 施工箇所の決定

本設計図は、令和3年度における打診、赤外線調査と外観目視の事前調査によるものなので、施工にあたっては、前項の施工数量調査による精査を行い、施工か所及び数量を監督員と協議の上、決定する。

③ 改修材料

・既製調合モルタル

保水率（%）	単位容積質量（kg/ℓ）	接着強さ（N/mm²）標準時	接着強さ（N/mm²）温冷繰り返し後	長さ変化率（%）	曲げ強さ（N/mm²）
70.0以上	1.80程度	0.60以上	0.40以上	0.20以下	4.0以上

・パテ状エポキシ樹脂

初期硬化性（標準）	接着強さ（標準）	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0N/mm²以上	6.0N/mm²以上	50.0N/mm²以上	30.0N/mm²以上	3.0（%）以下

a．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b．対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c．常温・常湿（温度5℃～35℃、湿度15%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後6か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

・可とう性エポキシ樹脂

性能	常温物性	低温性	加熱劣化	引張接着性
引張強さ	1.0N/mm²以上	1.0N/mm²以上	1.0N/mm²以上	最大引張応力　1.0N/mm²以上
伸び	30.0%以上	30.0%以上	30.0%以上	破断時の伸び　10%以上

比重　表示値±0.10
押出し性　60秒以下
スランプ　3mm以下
加熱減量　5%以下

a．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b．対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c．常温・常湿（温度5℃～35℃、湿度45%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後6か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

◯タイル部分張替え工法用材料

接着強さ	標準	低温硬化	アルカリ温水	冷熱水中練返し	熟劣化
強度（N/mm²）	0.60以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上
凝集破壊率（%）	75以上	50以上	50以上	50以上	50以上

皮膜物性	標準	高温	低温	アルカリ温水	熟劣化
引張強さ（N/mm²）	1.00以上	1.00以上	1.00以上	1.00以上	1.00以上
伸び（%）	30以上	30以上	30以上	20以上	20以上

貯蔵安定性　容積と粘度に著しい変化がないこと。

耐熱性　JIS A 5548に準じた試験において、80℃で4週間、9.8Nおもりで安定していること。

a．外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。
b．タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。
c．「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」に基づく特定化学物質及び「労働安全衛生法」に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
d．常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6か月保存しても上記の品質性能に適合していること。
e．ずれ抵抗性があること。
f．混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。

◯エポキシ樹脂モルタル

接着強さ	圧縮強さ	曲げ強さ
1.0N/mm²以上	20.0N/mm²以上	10.0N/mm²以上

a．こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
b．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
c．「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第1種有機溶剤を使用しないこと。
d．形状に異常が無く、だれが生じないこと。
e．常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6か月保存しても上記の品質性能に適合していること。

・ポリマーセメントモルタル
ポリマーセメントモルタルの種類
合成ゴム系、アクリル系、エチレン－酢ビ系等

曲げ強さ（N/mm²）	圧縮強さ（N/mm²）	接着強さ（N/mm²）標準時	接着強さ（N/mm²）湿潤時	接着強さ（N/mm²）低温時
6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上

表面状態　だれの下がり量は5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。
透水性　裏面の漏れ、水滴の付着がないこと。
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

・ポリマーセメントスラリー

広がり速度（cm/s）	長さ変化率（収縮）	引張接着性（材齢28日）	曲げ性能（材齢28日）	吸水性（72時間）	耐久性（劣化曲げ強さ）
3以上	3%以下	0.5N/mm²以上	5.0N/mm²以上	15%以下	5.0N/mm²以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

・吸水調整材

項目	全固形分（%）	吸水性（g）	接着強さ（N/mm²）	界面破断率（%）
品質・性能	表示値±1%以内	30分で1g以下	0.98以上	50%以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

◯　図示するひび割れの幅・延長は、参考数値とする。
・　図示の無い0.2mm未満のひび割れ（タイル張り仕上げの部分を除く）については、シール工法による改修を行うこと。

④ ひび割れ幅の分類

④-2 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

① ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法　（4.1.4）（4.2.4～5）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※120	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40　・	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130　・	
		・	・	

※注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
※ひび割れの種部と注入口の間隔は、150mm以内とすること。
※エポキシ樹脂注入の施工にあたり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料　（4.2.4）
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）　※行わない　（4.2.5）
・行う（抜取り部の補修方法：　　）

・Uカットシール材充てん工法　（4.1.4）（4.2.2）（4.2.6）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん
	・	※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

② 欠損部改修工法

※充てん工法　（4.1.4）（4.2.2）（4.2.8）
◯エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

③ アスベスト含有下地材

下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等行う場合は、十分に湿潤した上で施工すること。

④-3 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（※全面　・図示の範囲）

② ひび割れ部改修工法

・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は、3.欠損部改修工法による）
※樹脂注入工法　（4.1.4）（4.3.2）（4.3.5）
（※既存モルタル面　・既存躯体コンクリート面）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※120	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40　・	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130　・	
		・	・	

※注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
※ひび割れの種部と注入口の間隔は、150mm以内とすること。
※エポキシ樹脂注入の施工にあたり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料　（4.3.2）
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）　※行わない　（4.2.5）
・行う（抜取り部の補修方法：　　）

・Uカットシール材充てん工法　（4.1.4）（4.2.2）（4.2.6）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん
	・	※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

④ 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

③ 欠損部改修工法

・シール工法　（4.1.4）（4.2.2）（4.2.7）
（※既存モルタル面　・既存躯体コンクリート面）
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修　（4.3.2）
（※シール工法の範囲　・　　）

既存モルタル面の欠損部　（4.1.4）（4.2.3）（4.3.3）

改修工法の種類	材料	品質・規格等
◯充てん工法	エポキシ樹脂モルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.2.2（g）による	塗り厚25mmを超える場合の補強
		※行う　・行わない　・図示

既製目地材　・適用する（形状　※図示　・　　）　[4.2.2]

④ 浮き部改修工法

（4.1.4）（4.3.4）（4.3.11～16）（表4.3.5.6）

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	アンカーピンの本数（本/m²）一般部	アンカーピンの本数（本/m²）指定部	注入口の箇所数（箇所/m²）一般部	注入口の箇所数（箇所/m²）指定部	充てん量 注入量
◯アンカーピニング部分	※16	※25			※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・	・			――
・アンカーピニング全面	※13	※20	※12	※20	※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・	・	・	・	※25ml
・アンカーピニング全面	※13	※20	※12	※20	※25ml
ポリマーセメントスラリー注入工法	・	・	・	・	・50ml
・注入口付アンカーピニング部分	※9	※16			※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・	・			・
・注入口付アンカーピニング全面	※9	※16	※9	※16	※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・	・	・	・	・
・注入口付アンカーピニング全面	※9	※16	※9	※16	※50ml
ポリマーセメントスラリー注入工法	・	・	・	・	・

アンカーピン　（4.3.5）
材質　※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
注入口付アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径6mm程度
（モルタルを撤去する場合）
・モルタル塗替え工法　（4.3.10）
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等行う場合は、十分に湿潤した上で施工すること。

⑤ アスベスト含有下地材

4-4 ① 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　◯図示の範囲
撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ

② ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面
・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）
※樹脂注入工法（タイル貼替え部分）　（4.1.4）（4.4.2）（4.4.5）（4.4.6）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	注入量（ml/m）　※130
		・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	
		・	

※注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。

注入材料　（4.4.2）
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形）

検査（コア抜取り）　※行わない　（4.4.6）
・行う（抜取り部の補修方法：　　）

・Uカットシール材充てん工法（既存タイル張り撤去面）　（4.1.4）（4.2.2）（4.2.6）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん
	・	※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

③ 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法　（4.1.4）（4.4.3）（4.4.7）

接着材の種類	品質・規格等
※ポリマーセメントモルタル	
・タイル部分張替え工法用接着剤	「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した外装タイル・石張りシステムの開発』（建設大臣官房技術調査室監修　平成9年2月）」における「外装タイル・石張り用接着剤の品質基準（案）」に基づく品質性能試験に適合するタイプⅠであり監督職員の承諾するもの又は特記による。

◯タイル張替え工法　（4.1.4）（4.4.8）
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地　（4.4.8）（表4.4.2）
位置　※改修標仕表4.5.1による　・図示

④ 浮き部改修工法

指定部：外壁及びパラペット天端のタイル面　（4.1.4）（4.4.9～15）（表4.3.5.6）

改修工法の種類（タイルを撤去しない場合）	アンカーピンの本数（本/m²）一般部	アンカーピンの本数（本/m²）指定部	注入口の箇所数（箇所/m²）一般部	注入口の箇所数（箇所/m²）指定部	充てん量 注入量
◯アンカーピニング部分	※16	※25			※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・25	・			
・アンカーピニング全面	※13	※20	※12	※20	※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・	・	・	・	※25ml
・アンカーピニング全面	※13	※20	※12	※20	※25ml
ポリマーセメントスラリー注入工法	・	・	・	・	※50ml
・注入口付アンカーピニング部分	※9	※16			※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・	・			・
・注入口付アンカーピニング全面	※9	※16	※9	※16	※25ml
エポキシ樹脂注入工法	・	・	・	・	・
・注入口付アンカーピニング全面	※9	※16	※9	※16	※50ml
ポリマーセメントスラリー注入工法	・	・	・	・	・
・注入口付アンカーピニング	※9	※16	※9	※16	※50ml
エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	・	・	・

（4.4.5）
・　狭幅部（幅200mm以下で帯状にはく離している幅の狭い箇所）には、幅中央に5本/mとする。

アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
（タイルを撤去する場合）
・タイル部分張替え工法　1か所0.25㎡以下の部分　（4.1.4）（4.2.2）（4.4.7）
・タイル張替え工法　（4.1.4）（4.2.2）（4.4.8）
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置　※改修標仕表4.5.1による　・図示